

利用基準の適用関係について

畜舎等の分類				利用基準の適用の有無（○：適用あり、×：適用なし）									
施設の種別	構造種別	畜舎等に係る防火基準の緩和の規定※2の適用	畜産業用倉庫、畜産業倉庫に係る防火基準の緩和の規定※3の適用	滞在密度制限	夜間睡眠制限	避難経路の確保	2以上の避難口の特定	避難訓練の実施等	畜舎特例法の適用を受けている旨の表示	避難方法の説明	消火訓練の実施等	畜産業用倉庫、畜産業倉庫に係る利用基準	
畜舎・堆肥舎※1	A構造畜舎等	なし	なし	×	○	○	○	×	○	×	×	なし	
		あり	なし	×	○	○	○	×	○	×	○	なし	
	B構造畜舎等	なし	なし	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	
		あり	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	
畜産業用倉庫・畜産業用車庫	A構造畜舎等	なし	なし	×	○	○	○	×	○	×	×	×	
			あり	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
		あり	なし	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×
			あり	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	B構造畜舎等	なし	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
			あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		あり	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
			あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発酵槽等	なし	なし	×	×	×	×	×	○	×	×	×		

※1 畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び発酵槽等を除く。

※2 主務省令第19条第2項本文又は第20条ただし書の規定をいう。

※3 主務省令第24条第1項本文、第24条の2第1項ただし書、第24条の3第1項ただし書、第25条第1項本文の規定をいう。